

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局住宅生産課）

制 度 名	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合等の所得税額の特別控除に関する標準的費用額の工事实績を踏まえた見直し					
税 目	所得税（投資型）					
要 望 の 内 容	<p>特定の改修工事（耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等）及び認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）の新築又は取得をした場合の、所得税（投資型）の控除額の算定の基礎となる工事に係る標準的な費用の額について、工事の実績を踏まえて金額の見直しを検討する。</p> <table border="1" data-bbox="319 790 1490 1111"> <tr> <td data-bbox="319 790 884 1111"> <p>【根拠条文】 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、 第 41 条の 19 の 3、第 41 条の 19 の 4 租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5、第 26 条の 28 の 6 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3、第 19 条の 11 の 4</p> </td> <td data-bbox="884 790 1214 1111"> <p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</p> <p>(改正増減収額)</p> </td> <td data-bbox="1214 790 1490 1111"> <p>- 百万円 ( - 百万円)</p> <p>( - 百万円)</p> </td> </tr> </table>			<p>【根拠条文】 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、 第 41 条の 19 の 3、第 41 条の 19 の 4 租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5、第 26 条の 28 の 6 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3、第 19 条の 11 の 4</p>	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</p> <p>(改正増減収額)</p>	<p>- 百万円 ( - 百万円)</p> <p>( - 百万円)</p>
<p>【根拠条文】 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、 第 41 条の 19 の 3、第 41 条の 19 の 4 租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5、第 26 条の 28 の 6 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3、第 19 条の 11 の 4</p>	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</p> <p>(改正増減収額)</p>	<p>- 百万円 ( - 百万円)</p> <p>( - 百万円)</p>				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>標準的な費用の額について、現行の金額の設定以降の工事实績の推移を踏まえて金額の見直しを検討する必要がある。</p>					

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	-
		政策の達成目標	-
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-	
	有効性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
要望の措置の妥当性		-	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-	-